

西濃6町共同による専門相談員の設置にあわせ、垂井町担当の和田相談員に消費者トラブル事例やその対策などを紹介していただきます。

事例：架空請求

Q

携帯電話に「有料動画閲覧履歴があり、本日中に登録解除の連絡をいただけない場合には、身辺調査及び法的措置へ移行します」というメールが届きました。どのように対処したら良いのでしょうか？

身に覚えがなければ、典型的な架空請求と思われます。登録した覚えもないのに、解除の連絡をする必要はありません。

不安をあおるような内容が書かれているため、つい連絡をしたくなると思いますが、その行為が個人情報を相手に知らせることになります。連絡をさせることが相手の狙いですので、絶対に連絡しないようにしましょう。

あわてて連絡をしてしまった場合でも、知らない番号からの電話に出ないことと、請求メールが来ても無視することを徹底しましょう。支払い請求には絶対に応じてはいけません。

心配な方は消費生活相談窓口にご相談ください。

A